一三一度五一分一八秒の地点、北緯二五度五二分二八秒東経一三一度九分二五秒の地点、北緯二五度五分三六秒東経一三〇度三四分四五秒の地点、北緯二四度五一分三六秒東経一三〇度二二分三秒の地点、北緯二四度三五分五秒東経一二九度四四分一八秒の地点及び北緯二三度一四分四七秒東経一二八度四二分四五秒の地点を順次に結んだ線並びに同地点から二一八度に引いた線以西の区域（本邦及びこれに近接する区域に限り、東京航空交通管制部及び神戸航空交通管制部の管轄区域を除く。）

2　（略）

附　則

この省令は、令和五年四月二十日から施行する。

○国土交通省令第二十七号

国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）及び国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）を実施するため、観光庁組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年三月三十一日　　国土交通大臣　斉藤　鉄夫

観光庁組織規則の一部を改正する省令

観光庁組織規則（平成二十年国土交通省令第七十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（観光地経営推進官、広域連携推進官、地域競争力強化推進官及び先進技術活用推進官） **第五条**　観光地域振興課に、観光地経営推進官、広域連携推進官、地域競争力強化推進官及び先進技術活用推進官それぞれ一人を置く。 （削る） 2　（略） 3　広域連携推進官は、地域間の広域的な連携による観光地及び観光施設の改善並びに地域の振興に資する観光の振興に関する企画及び立案並びに調整に関する事務（観光地経営推進官、地域競争力強化推進官及び先進技術活用推進官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。 4・5　（略）	（広域連携推進室並びに観光地経営推進官、地域競争力強化推進官及び先進技術活用推進官） **第五条**　観光地域振興課に、広域連携推進室並びに地域競争力強化推進官、観光地経営推進官及び先進技術活用推進官それぞれ一人を置く。 2　広域連携推進室は、地域間の広域的な連携による観光地及び観光施設の改善並びに地域の振興に資する観光の振興に関する企画及び立案並びに調整に関する事務（観光地経営推進官、地域競争力強化推進官及び先進技術活用推進官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。 3　広域連携推進室に、室長を置く。 4　（略） （新設） 5・6　（略）

附　則

この省令は、令和五年四月一日から施行する。

○国土交通省令第二十八号

国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）第四十九条第三項、第五項及び第七項並びに第五十条第二項及び第四項の規定に基づき、並びに同法及び国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）を実施するため、気象庁組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年三月三十一日　　国土交通大臣　斉藤　鉄夫

気象庁組織規則の一部を改正する省令

気象庁組織規則（平成十三年国土交通省令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
三〇度二二分三秒の地点、北緯二四度三五分五秒東経一二九度四四分一八秒の地点及び北緯二三度一四分四七秒東経一二八度四二分四五秒の地点を順次に結んだ線並びに同地点から二一八度に引いた線以西の区域であって本邦及びこれに近接する区域（神戸航空交通管制部の管轄区域を除く。）	三一度五一分一八秒の地点、北緯二五度五二分二八秒東経一三一度九分二五秒の地点、北緯二五度五分三六秒東経一三〇度三四分四五秒の地点、北緯二四度五一分三六秒東経一三〇度二二分三秒の地点、北緯二四度三五分五秒東経一二九度四四分一八秒の地点及び北緯二三度一四分四七秒東経一二八度四二分四五秒の地点を順次に結んだ線並びに同地点から二一八度に引いた線以西の区域（本邦及びこれに近接する区域に限り、東京航空交通管制部及び神戸航空交通管制部の管轄区域を除く。）
2　（略）	2　（略）